

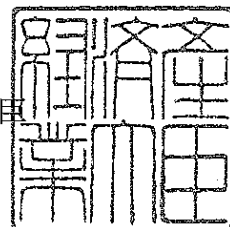
経済産業省

平成15・11・13中第1号

平成15年11月28日

親事業者代表取締役 殿

経済産業大臣



下請事業者への配慮等について

最近の我が国経済は、企業収益の改善が進むとともに、民間設備投資も上向くなど、持ち直しに向けた動きが見られるものの、中小企業については、景況は一進一退で推移しており、大企業に比べ、業況回復の遅れが見られます。このような環境の下、下請事業者は、厳しい金融情勢の中で、経済活動のグローバル化の進展等の変化への対応が求められている一方、親事業者の事業再構築等を背景とした受注量の減少、対価の見直し等、厳しい対応を迫られているところでもあります。

当省としては、このような状況の下、11月に「下請取引適正化特別対策」（別紙1）を決定し、1. 特別立入検査等の実施、2. 下請中小企業振興法の振興基準の周知徹底、3. サービス業等事業者を対象とした下請取引適正化に関する説明会の実施、4. 苦情・相談の特別窓口の設置を緊急に講じているところでもあります。

また、従来から、相対的に弱い立場にある下請事業者が適正な経済活動を営み、持続的な発展を遂げることができるよう、親事業者の下請事業者に対する発注の安定化及び発注方法の改善、対価決定の方法等取引条件の改善等、下請中小企業振興法に基づく「振興基準」（経済産業省告示）に定められた事項につき親事業者に対して協力を求めてきたところでもあります。

「振興基準」については、本年11月にその内容の一部を改正したところがあるので、別紙2に記載されている事項については、十分理解されるよう担当取締役から発注窓口担当者等現場関係者に至るまで改めて周知徹底を図り、担当取締役等の責任者には、これらの指導、監督に当たらせるなど、適切な措置を講じていただくよう要請いたします。

特に、年末においては、金融繁忙期であることから下請事業者の資金繰り等について厳しさが増すことが懸念されており、下請代金の支払いにつきましても、発注に係る物品の受領後できる限り速やかに、かつ、できる限り現金で支払うものとし、少なくとも賃金に相当する金額については、全額を現金で支払うとともに、手形で支払う場合には手形期間の短縮化につき最大限のご配慮をいただきますようお願いいたします。また、下請事業者が売掛債権を担保等として金融機関から資金調達を図る際に、売掛債権の譲渡につき承諾を求めた場合には適切に対応するようお願いいたします。

対価の決定にあたっては、取引対価が、下請事業者の適正な利益を含み、取引数量、納入頻度、品質、材料費等諸経費、市価の動向等の要素を考慮した合理的な算定方式に基づき、下請事業者と十分協議の上決定されるよう要請いたします。

発注の安定化については、下請事業者に対し将来の発注計画についての事前の情報提供等に努め、下請事業者の計画的生産、生産平準化に協力を行うこととし、納期、納入頻度については、下請事業者の受注状況、設備及び技術の能力等を勘案して、下請事業者にとって無理がなく、かつ、下請事業者の労働時間の短縮が可能となるよう要請いたします。

さらに、海外進出、工場移転等に際しては、その計画について下請事業者に必要な情報を逐次提供することとし、製品等の多角化、新規親事業者の開拓等下請事業者が行う対応に積極的支援を行うとともに、やむを得ず取引を停止又は大幅に減少させることとなる場合には、相当の猶予期間をもって予告されるよう要請いたします。

最後に、親事業者は、下請事業者の特許権、著作権等知的財産権や営業秘密等の知的財産の取扱いに関して、下請事業者に十分配慮を行うことをお願いいたします。

(参考)

下請中小企業振興法に基づき、親事業者と下請事業者との取引のあっせんを行っている都道府県下請企業振興協会（別紙3）においては、都道府県内のあっせんととどまらず、財団法人全国下請企業振興協会を通じた下請取引オンライン・ネットワーク・システム及び取引マッチングシステムの活用により全国規模での取引あっせんを行っているところであります。

貴社が都道府県下請企業振興協会及び財団法人全国下請企業振興協会に未登録の場合には、発注者として早急に御登録をいただき、あっせん業務がより実効あるものとなるよう御協力をお願いいたします。

※別紙省略